（総務省組織令の一部改正）

第六条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項第三号を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。ただし、第一条（地方自治法施行令第百七十九条及び別表第一道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の項の改正規定を除く。）及び第二条並びに附則第三条から第五条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

（交通安全対策特別交付金等に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第四条の規定による改正後の交通安全対策特別交付金等に関する政令第四条の規定は、平成二十四年三月以後の交付時期に係る交通安全対策特別交付金について適用し、平成二十三年九月までの交付時期に係る交通安全対策特別交付金については、なお従前の例による。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部改正）

第三条　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第百七十四条の三十六の二」を「第百七十四条の三十六」に改める。

（土地区画整理法施行令の一部改正）

第四条　土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第三項中「第百七十四条の四十九の二十の二」を「第百七十四条の四十九の二十」に改める。

（発達障害者支援法施行令の一部改正）

第五条　発達障害者支援法施行令（平成十七年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第百七十四条の三十六の二」を「第百七十四条の三十六」に改める。

（独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令の一部改正）

第六条　独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成二十年政令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条及び第十条中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
国土交通大臣　前田　武志

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十九条第一項の法人を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十三年十一月二十八日
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百六十二号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十九条第一項の法人を定める政令

内閣は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十九条第一項の政令で定める法人は、株式会社とする。

附　則

この政令は、平成二十四年七月一日から施行する。

経済産業大臣　枝野　幸男
内閣総理大臣　野田　佳彦

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十三年十一月二十八日
内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百六十三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第六項、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条第八号（同法第十七条において準用する場合を含む。）、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第三条第一項及び第四条第一項ただし書、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七条（同法第二十五条の十において準用する場合を含む。）、第二十一条第二項（同法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）及び第二十八条第二項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十五条第一項第五号から第七号まで、第五十八条第一項、第八十七条の二第一項、第八十七条の三第一項、第八十八条及び第八十八条の二、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第四条第一項第二号ニ及び第二項第九号並びに第五条第一項並びに特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築基準法施行令の一部改正）

第一条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第十二号中「（同法第五十三条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「並びに第五十三条第一項」を「、第五十三条第一項並びに同条第二項において準用する同法第五十二条の二第二項」に改める。

（道路法施行令の一部改正）

第二条　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改め、同条第二号中「さく」を「柵」に改める。

第一条の六第一項中「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同項の表第十三条第三項、第十八条第一項、第五十条第一項、第五十三条第一項、第九十六条第二項の項中「、第九十六条第二項」を削り、同表第十九条第二項、第十九条の二第二項、第二十条第三項、第二十六条第一項、第七十六条の項中「第七十六条」の下に「、第九十六条第二項」を加え、同表第二十五条第一項、第九十条第一項の項中「第九十条第一項」の下に「、第九十六条第二項」を加え、同表第九十四条第五項の項中「又は指定市以外の市」を「、指定市以外の市又は町村（第十七条第三項の規定により管理を行う町村をいう。）」に、「又は指定市である」を「、指定市又は町村（第十七条第三項の規定により管理を行う町村をいう。）である」に改め、同条第二項中「法第十七条第三項」を「法第十七条第四項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同項の表第十三条第四項の項中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改め、同表第六十四条第一項の項中「第十七条第五項」を「第十七条第四項」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。